

離島航路船舶建造費補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 21 日
29 港島管第 337 号
令和 2 年 5 月 28 日一部改正
2 港島管第 217 号

離島航路船舶建造費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 1 条 この補助金は、離島航路に就航する船舶の建造に要する費用の一部を補助することにより、離島航路の維持及び改善を図り、もって民生の安定及び向上に資することを目的とする。

（補助の対象となる事業）

第 2 条 この補助金の交付対象となる事業は、内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に基づく内航海運業の許可又は海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）に基づく一般旅客定期航路事業の免許を受け、本土と伊豆諸島又は伊豆諸島相互間において航行している高速船を更新するため、新規に高速船を建造する事業とする。

（補助対象期間）

第 3 条 この補助金の対象期間は、平成 29 年 6 月から平成 33 年 3 月までとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（補助事業者）

第 4 条 この要綱において補助事業者とは、内航海運業法に基づく内航海運業の許可又は海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業の免許を受け、本土と伊豆諸島又は伊豆諸島相互間において離島航路事業を営む事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、建造工事費、搭載需品、艀装品及びその他知事が認める費用の45%で予算の定める範囲内とする。

ただし、平成30年度以降の費用については、当該年度歳入歳出予算が当該年度の前年度の3月31日までに東京都議会で可決された場合に限る。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、離島航路船舶建造費補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 造船契約書又は見積書
- (2) 建造工程表
- (3) 暴力団等に該当しないとする「誓約書」
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第7条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の対象と見込まれる事業者に対して、離島航路船舶建造補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付する。

2 知事は、前項の審査のため必要がある場合は、高速船の新規建造について調査をし、関係機関に照会することができる。また、申請者に対して提出書類の修正を指示することができる。

（補助金の分割概算払の請求等）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定額の範囲で、補助金請求書（第3号様式）により4回の分割概算払の請求をすることができる。

この場合の支払時期は、契約時、起工時、進水時、しゅん功時とし、請求の際は支払時期と請求額とが確認できる書類を添付することとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の分割概算払の請求があったときは、交付決定額の範囲内で、これを交付することができる。

(計画変更等の申請)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書（第4号様式）によりあらかじめ知事の承認を得るものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業事故報告書（第5号様式）により速やかにその理由及び状況を知事に報告するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して報告を求められた場合には、離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業状況報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するものとする。

(事業の停止命令)

第12条 知事は、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業実績報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 補助金に係る収支計算書
- (3) その他必要と認められる事項

3 第9条第3項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(分割概算払に係る精算)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該概算払の精算をし、計算の基礎を明らかにした精算書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業実績報告書（第7号様式）の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、離島航路船舶建造費補助金の額の確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、既支払額に不足額を生じているときは、その額を支払うものとする。

(是正のための措置)

第16条 知事は、第15条に掲げる離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業実績報告書（第7号様式）の審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じることができる。

2 第13条第1項の離島航路船舶建造費補助金に係る補助事業実績報告書（第7号様式）は、前項の命令により補助事業者が必要な処置を講じた場合においても提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は東京都補助金等交付規則に違反したとき。

2 この場合において、知事は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、既交付額全額の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.

９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第１９条 補助事業者は、取得した財産を本土と伊豆諸島又は伊豆諸島相互間における離島航路事業以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（調査等）

第２０条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類その他の物件等を調査させることができる。

（その他）

第２１条 上記に定める事項のほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和３７年１２月１１日付３７財主調発第２０号）に定めるところによる。

附 則

- １ この要綱は、平成２９年６月２１日から施行する。
- ２ この要綱は、令和２年６月１日から施行する。